

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○道路の供用開始  
告 示  
(道路課) 一  
ページ

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(五十六件)  
公 告  
(都市計画課) 一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
公 告  
(契約課) 一二

## 告 示

○宮城県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台三本木線	大崎市三本木字白坂一四番六地先から 同市三本木新町一丁目二三番一地先まで	平成二十五年 七月五日 午後二時

○宮城県告示第五百六十七号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧

に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類  
仙南広域都市計画用途地域  
二 縦覧場所  
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百六十八号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類  
仙南広域都市計画特別用途地区  
二 縦覧場所  
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百六十九号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類  
仙南広域都市計画準防火地域  
二 縦覧場所  
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百七十号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画風致地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十一号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

- 2 名称 三・四・一号沖の沢郡山線、三・四・二号白石沖和貢前線、三・四・三号桜田線、三・四・五号鳥喰北無双作線、三・四・八号中河原白石沖線、三・四・十二号八幡町兎作線、三・五・十号威徳寺前大橋線及び七・五・一号鳥喰六反町線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十二号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

- 2 名称 二・二・一号中央公園、二・二・二号寿山公園、五・四・一号益岡公園、五・五・二号スパッシュランドパーク及び七・五・一号大萩山公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十三号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画緑地

2 名称 一白石川緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十四号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 白石市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十五号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画火葬場

2 名称 一白石斎苑

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十六号

白石市から白石都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 新白石駅前土地区画整理事業及び鷹巣土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十七号

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十八号

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・三・百一号南光大通線、三・四・百四号梶賀大沼線、三・四・百六号角田駅前大通線、三・四・百七号北角田大通線、三・五・百八号角田駅前大沼線、三・四・百十号町尻梶賀線、三・五・百十一号南町野田線、三・六・百十二号寺前中島線及び七・六・百一号横田町北町線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百七十九号

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 二・二・百一号角田駅前公園、二・二・百二号泉町公園、二・二・百三号本郷公園、二・二・百四号新丁公園、二・二・百五号立町公園、二・二・百六号錦町公園、二・二・百七号旭町公園、二・二・百八号大町公園、二・二・百九号大坊公園、二・二・百十号扇町公園、二・二・百十一号緑町公園、二・二・百十二号岡駅前公園、二・二・百十三号白岩公園、四・四・百一号台山公園及び六・五・百一号角田中央公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画緑地

2 名称 百一号 阿武隈川緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画緑地

2 名称 百一号 阿武隈川緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十一号

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画下水道
- 2 名称 角田市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十二号

角田市から角田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画土地区画整理事業
- 2 名称 角田駅前土地区画整理事業、角田市大坊町尻土地区画整理事業、大坊土地区画整理事業

及び角田市町尻土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十三号

蔵王町から蔵王都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 四・三・六百一号白山公園、四・三・六百二号遠刈田公園及び六・四・六百一号蔵王町

総合運動公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十四号

蔵王町から蔵王都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画下水道
- 2 名称 蔵王町流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十五号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十六号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 縦覧場所  
仙南広域都市計画特別用途地区

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十七号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画高度利用地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十八号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・四・三百三号中島東線、三・四・三百四号東部線、三・四・三百五号中部幹線、三・

四・三百六号大河原駅北線、三・五・三百十号東上線、三・六・三百十二号大河原駅東線、

三・六・三百十三号尾形丁中央線、七・六・三百一十号西原中央線、七・六・三百二号西浦

通線及び七・六・三百三号中西線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百八十九号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 二・二・三百一十号中島公園、二・二・三百二号甲子公園、二・二・三百三号南桜公園、

二・二・三百四号東桜公園、二・二・三百五号東原町公園、二・二・三百六号緑町公園、

二・二・三百七号不動公園、二・二・三百八号高砂公園、二・二・三百九号西桜一公園、

二・二・三百十号西桜二公園、二・二・三百一十号西桜三公園、二・二・三百一十二号

東青川公園、二・二・三百一十三号中部二号公園、二・二・三百一十四号中部三号公園、二・

二・三百一十五号中部四号公園、二・二・三百一十六号中部五号公園、二・二・三百一十七号中

部六号公園、二・二・三百一十八号中部七号公園、二・二・三百一十九号山崎公園、二・二・

三百二十号上谷公園、二・二・三百二十一号旭町公園、二・二・三百二十二号見城前公園、

二・二・三百二十三号中部八号公園、二・二・三百二十四号中部九号公園、二・二・三百

二十五号新古川公園、二・二・三百二十六号南平公園、三・三・三百一十号大河原南公園及

び四・四・三百一十号大河原公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百九十号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 大河原町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百九十一号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画こみ焼却場

2 名称 大河原衛生センター

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第509十二号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画市場

2 名称 三百一号大河原青果物地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第509十三号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 東部土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第509十四号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画第一種市街地再開発事業

2 名称 大河原駅前地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第509十五号

大河原町から大河原都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画地区計画

2 名称 広表地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第509十六号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百九十七号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・四百二号豊田末広線及び三・四・四百三号西原下河原線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百九十八号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画公園
- 2 名称 三・三・四百一号塩内公園、三・三・四百二号北沢公園及び四・四・四百一号相山公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百九十九号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画下水道
- 2 名称 村田町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画ごみ焼却場
- 2 名称 四百一号村田衛生センター

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百一号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画地区計画
- 2 名称 西浦地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百二号

村田町から村田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日



1 種類 仙南広域都市計画緑地

2 名称 二百一鹿野緑地、二百二立石緑地、二百三船岡駅前緑地、二百四西住緑地、二百五館前

緑地

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百七号

柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 柴田町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百八号

柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 大原下水道、中央下水道、新町下水道及び古河下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百九号

柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画汚物処理場

2 名称 二百一柴田衛生センター

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十号

柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 西部土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

柴田町から柴田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画地区計画

2 名称 下名生剣水地区計画、船岡東部地区地区計画、船岡南地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十二号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙南広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十三号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・五・五百二 北川前川線、三・五・五百五 裏丁荒町線及び三・六・五百七 青根

名号線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十四号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 二・二・五百一 青根公園、二・二・五百二 中央公園、二・二・五百三 不忘公園、二・二・五百四 名号公園及び三・三・五百一 城山公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十五号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 川崎町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十六号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 青根土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百十七号

川崎町から川崎都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画地区計画

2 名称 支倉台地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十八号

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画道路

2 名称 三・四・七十一号 丸森駅前大通線、三・五・七百三号 本町神明線及び三・五・七百

四号 丸森駅前坪石線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十九号

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画公園

2 名称 二・二・七十一号 松崎公園、二・二・七百二号 玉川公園及び二・二・七百三号 館

山公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十号

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 丸森町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百二十一号

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画火葬場

2 名称 七十一号 あぶくま斎園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

丸森町から丸森都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画土地地区画整理事業

2 名称 丸森駅前地区土地地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十五年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車四台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十六年三月二十日（木）

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所ほか三か所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五）へ平成二十五年七月二十二日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(電話〇二二―二二一―三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十五年七月二十二日(月)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月十八日(木)から平成二十五年七月二十六日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年七月二十六日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年八月一日(木)午前九時から平成二十五年八月十六日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十五年八月十六日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するのと。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十五年八月十九日(月)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第三条の規定に該当する場合には、宮城県議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: Antifreeze spreaders (4)

2 Deadline for Delivery: March 20, 2014

3 Place of Delivery: Miyagi Prefectural Government Ogawara Public Works Office and three other locations

4 Deadline for Bid: August 16, 2013, 5: 00 pm.

5 Contact Person: Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570 Japan TEL:.

022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only